

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月6日
【会社名】	三井倉庫ホールディングス株式会社
【英訳名】	MITSUI-SOKO HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 古賀 博文
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
【電話番号】	03(6775)3082（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部財務経理課長 清水 祥夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
【電話番号】	03(6775)3082（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部財務経理課長 清水 祥夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 18,747,750,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,250,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本第三者割当」といいます。）は2026年2月6日開催の取締役会決議によります。
2. 上記発行数は、第三者割当による新株式の発行に係る募集株式数3,000,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数2,250,000株の合計です。
3. 本第三者割当のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
4. 本第三者割当に関連して、2026年2月6日に、割当予定先である三井不動産株式会社（以下「三井不動産」又は「割当予定先」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結します。
5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	新株式の発行	3,000,000株	10,713,000,000
	自己株式の処分	2,250,000株	8,034,750,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	5,250,000株	18,747,750,000	5,356,500,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、自己株式処分による第三者割当の払込金額は資本組入れされません。
4. 当社が2025年12月31日現在で保有している自己株式は146,583株となります。当社が2026年2月9日に実施する東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得（ToSTNeT-3）」といいます。）により、本第三者割当に係る自己株式の処分数に相当する自己株式を保有できる見込みです。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,571	1,785.5	100株	2026年2月24日	-	2026年2月24日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額であります。なお、自己株式処分による第三者割当の払込金額は資本組入れされません。
3. 本第三者割当の実行は、払込期日において、本資本業務提携契約に定める前提条件が満たされることを条件としてあります。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

5. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
三井倉庫ホールディングス株式会社 法務総務部	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日本橋東支店	東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
18,747,750,000	382,000,000	18,365,750,000

（注）1. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、アドバイザリー費用及びその他事務費用（有価証券届出書等の書類作成費用及び変更登記費用等）の合計です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額18,365,750,000円の具体的な使途及び支出予定期は以下のとおりです。資金使途として記載した案件については、建設用地を取得済みであるなど、事業は既に具体的に進捗しております。つきましては、今後の適切なタイミングで機動的に追加資金を拠出する必要があることから、本タイミングでの資金調達が必要であると判断いたしました。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて適切に管理する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期
関東地区ヘルスケア専用物流拠点の新設	11,366	2026年7月～2031年4月
関西地区ヘルスケア専用物流拠点の新設	7,000	2026年3月～2028年2月
合計	18,366	-

本第三者割当は、三井不動産との本資本業務提携を目的としたものであり、上記表中の各資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。

<東西におけるヘルスケア専用物流拠点の開発>

当社グループ（「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」において定義します。以下同じです。）は、「中期経営計画2022」において掲げた成長戦略の柱の1つである「グループ総合力結集によるトップライン成長」において、ヘルスケアを注力領域の一つとしております。顧客である製薬業界の動向を踏まえ、今後物流業務の取扱を拡大していくためには、厳格な温湿度管理機能を備える等、医薬品の適正流通基準（GDP）ガイドラインに適合した「高機能な自社施設」を適切に配置することが必要となります。

関東地区ヘルスケア専用物流拠点の新設

当社グループは、既存の関東地区ヘルスケア専用物流拠点である関東P&Mセンターについて、保管需要の拡大を見据えた新棟の建設計画を進めており、事業用地として新たに土地を取得済みであります。今後開発計画を進める上では、開発マネジメントを担う三井不動産との連携により、コストの最適化や資産価値の最大化を目指して参ります。

当社は、かかる必要資金として、2031年4月末までに15,307百万円を見込んでおり、この一部を本第三者割当の手取金により充当する予定です。

関西地区ヘルスケア専用物流拠点の新設

当社グループは、東西2拠点でのBCPに対応した物流網の構築を本領域における強みの一つとしておりますが、既存の関西地区ヘルスケア専用物流拠点である関西P&Mセンターは現在ほぼ満床稼働の状況であり、増床対応が必要な案件が複数あることから、既に同エリアで確保済みの事業用地を活用し、新棟の建設に着手しております、2028年1月に竣工する予定となっております。竣工後のファシリティマネジメントや、顧客要件に対応するためのバリューアップ等においては、三井不動産の知見やノウハウを活用して進めることで更なるシナジーの創出を目指して参ります。

当社は、かかる必要資金として、2028年2月末までに7,309百万円を見込んでおり、この一部を本第三者割当の手取金により充当する予定です。

これらの取組みを、次期中期経営計画における収益基盤の一つとして確実に結実させるべく、当社グループの強みを活かして製造業から販売業の領域までカバーした広範囲な物流サービスを提供することに加えて、本資本業務提携を通じて、ハード面での専門性や付加価値を高めることにより、新規顧客の獲得を推進し、トップライン拡大を目指して参ります。

(注) P&MはPharma & Medicalの略称、P&Mセンターは当社グループヘルスケア専用施設ブランドです。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

自己株式取得並びに第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について

当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、以下の通り、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、三井倉庫ホールディングス株式会社第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）及び三井倉庫ホールディングス株式会社第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）の発行を決議しております。詳細につきましては、当社が2026年2月6日に提出する第1回新株予約権及び第2回新株予約権に係る有価証券届出書をご参照ください。

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	5,500,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合7.35%)
(3) 株式の取得価額の総額	34,000,000,000円（上限）
(4) 取得期間	2026年2月9日から2026年7月31日
(5) 取得方法	自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを含む東京証券取引所における市場買付け

・第1回新株予約権の募集の条件

発行数	1個（第1回新株予約権1個につき2,249,900株（上限））
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年2月24日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	三井倉庫ホールディングス株式会社 法務総務部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年2月24日
払込取扱場所	該当事項なし

・第2回新株予約権の募集の条件

発行数	1個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年2月24日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	三井倉庫ホールディングス株式会社 法務総務部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年2月24日
払込取扱場所	該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	三井不動産株式会社
	本店の所在地	東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第113期（自 2024年4月1日至 2025年3月31日） 2025年6月25日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度 第114期中（自 2025年4月1日至 2025年9月30日） 2025年11月11日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2025年9月30日現在)
		当社は割当予定先の普通株式1,276,200株（発行済株式総数の0.05%）を保有しております。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (2025年9月30日現在)	割当予定先は当社の普通株式132,087株（発行済株式総数の0.18%）を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	当社は、三井不動産の連結子会社である三井不動産ビルマネジメント株式会社との間で、不動産事業における取引関係があります。また、当社連結子会社の三井倉庫株式会社等は、三井不動産との間で、物流事業における取引関係があります。

（注） 割当予定先の概要及び割当予定先との間の関係は、別途記載のある場合を除き、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社の企業グループは、当社、子会社74社及び関連会社6社（以下「当社グループ」といいます。）で構成されています。当社グループは、「社会を止めない。進化をつなぐ。」をパーソナリティとして掲げ、様々な物流サービスを有機的・効率的に顧客に提供する物流事業とビル賃貸業を中心とする不動産事業を展開しています。

当社グループは、2022年5月10日に公表した「中期経営計画2022」（2023年3月期～2027年3月期）の5か年を、統合ソリューションサービスや「圧倒的な現場力」の構築、ESG経営の推進などの従来からの取組みを深化させることで、当社グループの持続的成長に向けた攻勢へと打って出る新たなフェーズと位置づけ、「グループ総合力結集によるトップライン成長」「オペレーションの競争力強化」「深化を支える経営基盤の構築」を成長戦略の柱として掲げ、さまざまな取組みを推進して参りました。

成長戦略に沿った取組みとして、当社グループは、「深化を支える経営基盤の構築」において事業アセットの収益基盤強化や資産価値向上を掲げ、物流施設の新規開発や既存施設の有効活用を推進しており、MSH日本橋箱崎ビルのマルチテナント化にむけたバリューアップ等を実施して参りましたが、今後の中長期的な取組みについては、外部パートナーとの協働も含めた更なる価値向上施策の検討が必要であると考えております。

一方、三井不動産は、2024年4月11日に公表した長期経営方針「& INNOVATION 2030」において、三井不動産グループのありたい姿として「“産業デベロッパー”として、社会の付加価値の創出に貢献」を掲げており、その実現に向け事業戦略・財務戦略を推進しております。

このような状況において、当社と三井不動産は、従前より個別案件を通じて協議を重ね、両社の強みを相互に活用した連携の在り方について検討を進めて参りましたが、両社の経営資源・ノウハウを有効活用し、連携を一層深化させ、取組みを継続的かつ機動的に推進していくためには、資本業務提携の枠組みが最もふさわしいとの認識で一致いたしました。以上を踏まえ、当社及び三井不動産は、2025年12月上旬より出資条件等に関する具体的な協議を進め、本資本業務提携契約の締結に至り、本第三者割当の割当予定先として三井不動産を選定いたしました。

業務提携の主な内容は以下のとおりです。

- 1 当社グループが所有する土地・建物に関する共同事業の検討・協議・実施
- 2 当社グループが開発予定の新規物件にかかる開発マネジメント業務の三井不動産への委託
- 3 当社グループが今後注力する新規事業及び周辺事業領域における協業検討

これらに加え、当社の更なる企業価値向上に資する施策の検討及び協議を進めて参ります。

当社は、本資本業務提携を通じて、三井不動産の有する企画・開発・運営力等を活用することが可能となり、当社グループが所有する不動産の更なる資産価値の向上を実現できると考えております。

具体的には、当社グループが注力する領域での成長に資する高機能物流施設の新規開発や、老朽化した物流施設の有効活用の検討などを進めて参ります。本資本業務提携を通じて、当社グループが有する、専門性の高い物流施設の要件定義や効率化に資する導線設計などをはじめとした、物流業務に関するノウハウと、三井不動産の提供する豊富な開発・企画ノウハウの相互活用が可能となるため、当社グループのアセット戦略を一層深化させ、資産効率・資産価値を更に高められると考えております。

また、当社グループは、今後一層の市場拡大が見込まれるヘルスケアや半導体、EC領域などを更なる業容拡大を図る注力領域として掲げてあります。三井不動産においても、長期経営方針「& INNOVATION 2030」に基づき、産業デベロッパーとしてライフサイエンス・宇宙・半導体等の成長領域における「場」と「コミュニティ」の提供等の事業を推進していることから、本資本業務提携を通じて新たな事業を開発するなど、より付加価値の高いサービス提供が実現できると考えております。当社グループが有する顧客基盤や物流企画・オペレーションノウハウ等と、三井不動産の提供する「場」や「コミュニティ」等のプラットフォームとを掛け合わせることにより、顧客ニーズに幅広く柔軟に対応することで、両社の企業価値向上に資するシナジー創出が可能であると考えております。

現在当社グループが賃貸等不動産として活用している資産については、これまで当社グループは三井不動産グループの関係会社を含む各社と連携し、アセット管理やテナントリーシングを行っておりましたが、本資本業務提携を通じて、三井不動産グループとの連携体制を更に深めることにより既存アセットのバリューアップや立地に応じた再開発など、物流用途以外への活用も含めたより中長期的な視点での共同事業の展開が可能になると考えております。

更に、当社は、三井不動産が持つ豊富な知見を活用し、変化の激しい不動産市場において、最適な資産活用を行う組織体制も構築して参ります。

d . 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 5,250,000株

e . 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である三井不動産から、本第三者割当により取得する当社普通株式について、両社のシナジーを実現・継続するために長期保有する方針である旨の意向を表明いただいております。

なお、当社は、三井不動産から、三井不動産が本第三者割当の払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に対し書面により報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについて、確約書を取得する予定です。

f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、三井不動産から、本第三者割当の払込金額の総額の払込みに要する資金が確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、三井不動産が2025年11月11日に関東財務局長宛に提出している第114期半期報告書（自2025年4月1日至2025年9月30日）に記載の中間連結貸借対照表により、同社が本第三者割当の払込みに要する充分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はない判断しております。

g . 割当予定先の実態

割当予定先である三井不動産は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、三井不動産が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日2025年6月27日）において、「当社グループにおいては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断しており断固たる姿勢で対処することとしております。」と定めていることを確認することにより、三井不動産及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本第三者割当の払込金額につきましては、三井不動産との協議により、いずれも本第三者割当に係る取締役会決議の取引日（2026年2月6日。以下「本取締役会決議日」といいます。）における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における当社普通株式の終値である3,571円といたしました。

当該払込金額3,571円につきましては、本取締役会決議日の直前取引日（2026年2月5日）の終値である3,618円に対しては1.30%のディスカウント（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率・ディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、直前1か月間（2026年1月6日から2026年2月5日まで）の終値単純平均である3,713円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対しては3.82%のディスカウント、直前3か月間（2025年11月6日から2026年2月5日まで）の終値単純平均である3,812円に対しては6.32%のディスカウント、同直前6か月間（2025年8月6日から2026年2月5日まで）の終値単純平均である3,985円に対しては10.39%のディスカウントとなります。

なお、上記払込金額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）の原則に準拠したものであり、いずれも会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当の資金調達の目的、他の調達手段との比較を考慮するとともに、本第三者割当の条件について十分な討議、検討を行った結果、三井不動産に特に有利でなく、本第三者割当はいずれも有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、出席取締役全員の賛成により、本第三者割当につき決議いたしました。

なお、当社監査役5名（うち社外監査役3名）から、本第三者割当の払込金額の決定方法は、当社の普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠したものであるため、当該決定方法により決定された本第三者割当の払込金額は、いずれも三井不動産に特に有利な金額には該当しないものとする当社取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により割り当てられる株式は5,250,000株（議決権数52,500個）であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数74,991,106株に対して7.00%（2025年9月30日現在の当社議決権個数747,776個に対しては7.02%）に相当し、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は、当社と三井不動産との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を実施することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、三井不動産は両社のシナジーを実現・継続するために当社株式を中長期的に保有する方針であり、本第三者割当の発行数量及び処分数量並びにこれによる株式の希薄化の規模は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本マスター トラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区赤坂 1 丁目8-1赤坂 インターナショナル	8,837,800	11.82%	8,837,800	11.36%
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町 2 丁目 1 番 1 号	132,087	0.18%	5,382,087	6.92%
大樹生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区大手町 2 丁目1-1 (常任代理人住所 東京都中央区晴海 1 丁目8-12)	4,707,600	6.30%	4,707,600	6.05%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目8-12	4,304,700	5.76%	4,304,700	5.53%
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 9	4,203,000	5.62%	4,203,000	5.40%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目13-1	2,126,277	2.84%	2,126,277	2.73%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目1-2	2,090,850	2.80%	2,090,850	2.69%
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 丁目5-1	1,930,500	2.58%	1,930,500	2.48%
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL.HONG KONG (常任代理人住所 東京都中央区日本橋 3 丁目11-1)	1,884,700	2.52%	1,884,700	2.42%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BOFA証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (常任代理人住所 東京都中央区日本橋 1 丁目4-1日本橋一丁目三井ビルディング)	1,545,263	2.07%	1,545,263	1.99%
計	-	31,762,777	42.48%	37,012,777	47.59%

(注) 1 . 2025年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

- 2 . 上記のほか当社保有の自己株式146,583株は、本第三者割当後においては、当社が本自己株式取得(ToSTNeT-3)によって取得した自己株式数を加算した数から本第三者割当に係る自己株式の処分数を減算した数となる予定ですが、本自己株式取得(ToSTNeT-3)の結果は反映しておりません。
- 3 . 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2025年9月30日現在の総議決権数(747,776個)に、本第三者割当による新株式発行に係る議決権の数(30,000個)を加算した数で除した数値です。なお、本第三者割当による自己株式処分に係る議決権の数については、本自己株式取得(ToSTNeT-3)を考慮し、加算していません。
- 4 . 上記「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、募集株式の全部について割当予定先による払込みがあったものとして計算しております。
- 5 . 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出してあります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第177期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 2025年6月23日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度第178期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日） 2025年11月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年2月6日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月30日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月19日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年2月6日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項のうち、連結営業収益、連結営業利益、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の見込みについては、2025年11月7日付で修正しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三井倉庫ホールディングス株式会社本店

（東京都中央区日本橋箱崎町19番21号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。